

再生可能エネルギー発電設備のオンライン代理制御（経済的出力制御） に関する登録情報誤りに伴う精算について

2025年3月26日
関西電力送配電株式会社

当社は、関西エリアにおける再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）発電設備のオンライン代理制御^{※1}に関する登録情報に不備があったことに伴い、出力制御に伴う調整金の精算を行います。

再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づき、当社は、発電事業者が関西エリアで発電した再エネ（電気）の買取を行っています。

買取料金の計算には、発電事業者の出力制御区分（オンライン・オフライン）に応じたオンライン代理制御調整金を用いますが、当社システムにおいて、一部の発電事業者の出力制御区分登録を誤ったため、出力制御を実施した期間（2024年3月～6月）の調整金^{※2}に変更が生じたことから、個別の発電事業者にご連絡の上、速やかに精算します。

また、これに伴い、小売電気事業者が買取を行っている発電事業者の買取料金にも影響が生じ、精算が必要になる可能性があります。

ご迷惑をおかけした発電事業者をはじめ、関係者の皆さまに深くお詫び申し上げます。

さらに、本件に伴い、出力制御日数が過少となった発電事業者に対しては、公平性を確保するため、今後の出力制御日数を調整することとします。

当社は、同様の事象を発生させないよう、再発防止対策の徹底に努めてまいります。

- ※1 実際の出力制御を実施する際には、オフライン制御事業者が本来行うべき出力制御を、オンライン制御事業者が代わりに実施し（すなわち、オフライン制御事業者は出力制御を実施せずに発電及び供給を行う）、法令上は、オフライン制御事業者が出力制御を行い、オンライン制御事業者が発電及び供給を行ったものとみなして、オンライン制御事業者が、自身の発電設備に適用されている調達価格による対価を受ける仕組み。
- ※2 代理制御対価（代理制御調整金）の算定に用いられる精算比率は、オンライン制御事業者・オフライン制御事業者それぞれの月間における見込み制御量と総発電量実績にもとづいて決められていることから、制御方式の誤登録があれば、精算金額に影響するもの。

<修正後の「オンライン代理制御精算比率」掲載先>

<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/disclosure/online-proportion/index.html>

以上